別紙３

島根県立松江工業高等学校

緊急時の組織的対応（重大事態発生時）

重大事態の発見時の流れ図

自死、脅迫、暴行、不登校等

いじめ問題対策委員会

構成メンバー　校長、教頭、主幹教諭、生徒部長、人権教育係、学年主任、養護教諭、教育相談Ｃ・特別支援教育Ｃ、ＳＣ、関係学級担任、学校評価委員、PTA 役員代表、弁護士、教育委員会、学校医

関係諸機関と情報提供

連携

警察
弁護士
学校医
法務局等

重大事案の場合

連絡

県教育委員会へ相談
対応を相談すること
教育指導課
子ども安全支援室

情報共有　職員会議

事実確認
※複数で対応

時系列で正確かつ詳細な記録の作成
生徒・保護者
学校・教職員の対応

事実確認・情報収集

○「誰がどう動くのか」確認
・優先順位、担当者、期日
○情報の一本化
・生徒部長→教頭→校長

指導・支援

重大事案

県教育委員会へ詳細報告

子ども安全支援室
教育指導課

資料は
５W２Hで簡潔に
いつ　日時
どこで　場所：付近の略図
だれが、だれに？
目的・原因・どんな理由で
どのように、どれくらい
関係者（住所氏名年齢）
当面の処置
今後の対応
今後の対策

情報提供・説明責任

○窓口の一本化（教頭へ）
○報道機関への対応（教頭が対応）

・個人情報の保護、生徒保護者への配慮
誠意ある対応
・どの報道機関にも公平に情報提供

同時進行

被害者

・身柄の安全確保
・学習環境の確保
・心のケア
・カウンセリング
・本人の希望を傾聴しながら確認し、援助する

指導方針の決定・指導体制の確立

指導・支援の対象者
加害者・被害者・保護者・傍観者・全校生徒

いじめ解決への指導・支援

○関係生徒への指導援助
○継続指導・経過観察
○関係機関との連携

加害者

・いじめは絶対許されない（懲戒指導も視野に）
・行為を振り返らせ、過ちに気付かせる
・行為を厳しく指導する場合でも、本人の人格を決して否定しない
・いじめている生徒との関係づくりを大切にし、相手への謝罪方法など一緒に考える

事態収束の判断

・いじめが止んでいる状態が３か月以上経過しているか
・被害生徒および保護者と面談し、いじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっているか

情報共有

生徒、保護者、教職員、地域、関係機関(教育委員会・警察・医療機関等)